平成３０年（フ）第１３５７号
大阪府枚方市養父東町18番10号
債務者　中河　政夫
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７９号
名古屋市天白区池場５丁目1503番地　ライオンズマンション池場303号
債務者　脇　美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　煤孫　　尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７０５号
愛知県海部郡大治町大字北間島字大道26番地　パストラルソレイユ101
債務者　福長　勇希
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８７１号
大阪府東大阪市吉田２丁目５番54号、前住所　大阪府東大阪市若江東町４丁目２番８号
債務者　ＳｔｕｄｉｏＡＢＢＥＹＲＯＡＤこと　鈴木　康生
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５０号
埼玉県川越市新宿町４丁目２番地７　（コーポレート川越新宿１号棟110）
債務者　戸澤　寿朋
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２１５号
埼玉県ふじみ野市長宮２丁目５番10号　テラスハウス長宮１号室、住民票上の住所新潟県新潟市江南区横越上町２丁目16番18号
債務者　中村　正之
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　善亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５３０号
名古屋市港区小碓４丁目188番地の１　グランドハイツ鬼頭305号
債務者　羽根　照明
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４６号
埼玉県日高市大字高萩2233番地７　犬竹ハイツ205、前住所埼玉県川越市大字下広谷1163番地10
債務者　藤本　栄作
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４４０号
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地３棟401号
債務者　岩水　清美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内古　祐輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５９７号
札幌市北区新琴似11条３丁目４番19号　鳴海レジデンスＢ－103号
債務者　豊川　勝則
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０３号
札幌市南区常盤２条１丁目３番２号　常盤マンション203号
債務者　山﨑　眞弓
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６０９号
札幌市清田区清田７条３丁目12番１号　ハイセレール喜寿Ｂ－201号
債務者　中村　泰之
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２２号
札幌市豊平区美園１条３丁目４番12－302号
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６３７号
札幌市東区北39条東10丁目２番12号　フラットノース39－101号
債務者　段城　七美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６４１号
札幌市白石区北郷１条７丁目９番７号　グランパス北郷Ｄ－201号
債務者　山田　友弘
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部